

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年
度

特定税額控除規定の適用可否							可
(別表六(七)「3」、「7」、「8」、「12」若しくは「15」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)							
措法第42条の12の7第4項から第6項までの該当項		1	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項
事業種目		2					
情生報工技術率適等応設備等の及明び細	資産区分	種類	3				
	構造、用途、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取 得 年 月 日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8)-(9)	10					
	支 出 年 月 日	11	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	支 出 し た 金 額	12	円	円	円	円	円
事資業產適の應明延細	支 出 年 月 日	11	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	支 出 し た 金 額	12	円	円	円	円	円

別表六三十三 令四・四・一以後終了事業年度分

法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算

調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	13	円	事業 適 応	当期税額控除可能額 ((23)と(24)のうち少ない金額)	25	円
取得価額の合計額 (10)のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額)	14		繰延 資 産	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)	26	
同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額	15		当期 税 額 控 除 額 (25) - (26)	27		
税額控除限度額 $((14) - (15)) \times \frac{3}{100} + (15) \times \frac{5}{100}$	16		生 产 工 程 效 率 化 等	取得価額の合計額 (10)のうち生産工程効率化等設備等に係る額の合計額)	28	
当期税額基準額 $(13) \times \frac{20}{100}$	17		同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	29		
当期税額控除可能額 (16)と(17)のうち少ない金額)	18		生 产 工 程 效 率 化 等	生産工程効率化等設備等税額控除限度額 $((28) - (29)) \times \frac{5}{100} + (29) \times \frac{10}{100}$	30	
調整前法人税額超過構成額 別表六(六)「8の②」)	19		当期 税 额 基 准 额 残 额 $(13) \times \frac{20}{100} - (18) - (25)$	31		
当期税額控除額 (18) - (19)	20		当期 税 额 控 除 可 能 额 (30)と(31)のうち少ない金額)	32		
支出した金額の合計額 (12)の合計)	21		設 备 等	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)	33	
同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額	22		当期 税 额 控 除 额 (32) - (33)	34		
繰延資産税額控除限度額 $((21) - (22)) \times \frac{3}{100} + (22) \times \frac{5}{100}$	23		法人 税 额 の 特 别 控 除 额 (20) + (27) + (34)	35		
当期税額基準額残額 $(13) \times \frac{20}{100} - (18)$	24					

機械設備等の概要